

事業系ごみ

市では収集しません

飲食店・商店・事務所・工場・病院・農業など事業活動に伴って発生するごみは、すべて事業系ごみとなりますので、家庭ごみとして排出することはできません。

例) 飲食品の食品残さ、製造過程で出るごみ、農業用ビニールなど。



許可業者に委託する場合

- 一般廃棄物の処理にあたっては、愛西市から廃棄物の収集運搬の許可を受けた業者(許可業者)に委託してください。(有料)

事業系一般廃棄物収集運搬(可燃物)許可業者一覧については

愛西市公式ホームページ<https://www.city.aisai.lg.jp/>

【暮らしの情報】→【ごみ】→【事業系ごみ】ページ内 事業系一般廃棄物収集運搬(可燃物)許可業者へ



- 産業廃棄物の処理についてのお問い合わせは、愛知県海部県民事務所環境保全課へ(電話 0567-24-2111)

使用済み小型廃家電

携帯電話、デジタルカメラ等の小型廃家電には、貴金属やレアメタル等の有用金属が含まれています。「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に基づき小型廃家電のリサイクルを実施しています。

回収箱の投入口おおよそ横35センチ高さ10センチに入る電気製品が対象です。

- 回収時間 午前8時30分～午後5時15分(開庁日)
- 回収場所 市役所、立田支所、八開支所、佐織支所
- 回収品目 携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電卓、携帯用ゲーム機、腕時計、リモコン、電気コード、延長コード、イヤホン等

注意事項

- 個人情報のある機器はデータを消去してから出してください。
- 電池やバッテリーは取り外してください。
- 回収品目で投入口に入らないものは「不燃物ごみ」もしくは「粗大ごみ」で出してください。

危険物・処理困難物

分類	具 体 例							
収集しない物	バイク	金庫(耐火用)	焼却灰	ボウリングの球	ガスボンベ	医療系廃棄物		
	灯油	鉄アレイ	廃油	ペンキ	農機具	ハウス等のビニール廃材		
	タイヤ	消火器	仏壇	瓦	機械類	コイルスプリング		
	バッテリー	ピアノ	廃材木	レンガ	自動車部品類	残土・石などの建築廃材		
		ブロック	農薬	土砂				

※上記のほか、廃棄物が不適当なため処理できない物は、購入した業者や専門業者に引き取ってもらってください。

消火器について

消火器の処分は、一般社団法人日本消火器工業会が地域の販売代理店(リサイクル窓口)と協力して行っていますので、お近くの窓口へお問い合わせください。詳しくは、消火器リサイクル推進センター(<http://www.ferpc.jp/accept>)を参照ください。

電動アシスト付き自転車について

電動アシスト付き自転車のバッテリー部分を取り除いて、粗大ごみとして出してください。バッテリーが付いたままですと収集できませんので、バッテリーの処分は、自転車メーカー等回収協力店をご利用ください。詳しくは、一般社団法人JBRC(<http://www.jbrc.com>)を参照ください。